

令和8年度 町会掲示板設置等助成事業のご案内

1. 申請基数上限

制限なし

2. 申請期間

令和8年5月～10月末まで

※ 11月以降も「倒壊の危険がある」等で掲示板に関する費用が発生する場合は、個別でご相談ください。

※「新設」の場合、占用申請等が必要です。区道の場合は、申請に1ヶ月程度かかります。9月末までに区へご相談ください。

3. 助成金額（1基あたり）

種別	工 事 内 容	助 成 額
新設	①道路、私有地に自立式で設置する。 (1) 道路（国道・都道・区道）は、占用許可が必要です。 ※国道・都道の場合は設置基準が厳しくなっています。 (2) 私有地は所有者との協議が必要です。協議書を取り交わす場合は区にひな形があります。 ※近年、土地所有者の相続問題で撤去を求められた例もありますので、十分協議してください。 ②フェンス・塀等に壁掛け式で設置する。	工事費用等の 1/2 上限5万円
改築	①既存の掲示板があり、それを廃棄して新たに設置する。 ②既存の掲示板があり、脚を残して板面のみを廃棄し、新しい板面を設置する。 ③掲示板撤去済の跡地に新たに掲示板を設置する。 ④掲示板の状態が著しく改善、利便性が大幅に向上するなど、工事の内容により改築と判断されるもの。	工事費用等の 1/2 上限9万円
修繕	①ペンキを塗り替える。 ②板面の上から薄い木やマグネットシートを貼る。 ③状態が悪化した掲示板をほぼ同機能で修復するなど、工事の内容により修繕と判断されるもの。	上限 4万円
移設	現存の掲示板を移動して設置する。	実費が4万円に満たない場合はその費用
撤去	掲示板を撤去・処分する。 ※「掲示板が古くなって危険なので撤去したい」「私有地に立てられた掲示板で、土地所有者から撤去を求められた」等、新たに設置はせず掲示板を廃棄する場合です。	

4. 助成の流れ（1基あたり）

内 容	説 明
助成の申出 (新設の場合)	設置場所を決めて地域振興グループにご連絡ください。 ※場合によっては、地域振興グループ職員が、助成を希望する掲示板の現場確認に伺います。その際は、町会ご担当者の立ち合いをお願いします。 【ご確認ください】 (1) 町会内で設置について合意済みですか？ (2) 設置場所が道路上の場合、交差点や信号・道路標識、駐車場の出入り口近くなどで、掲示板の設置により、交通に支障が出る場合は設置が認められません。 (3) 道路上の設置でも、設置場所の近隣の方は設置について了承済みですか？ (4) 私有地の場合は土地所有者の方と合意済みですか？ (5) 修繕・移設・撤去の場合、対象掲示板は町会所有の掲示板ですか？ 【留意事項】 新設・移設の場合は区で道路占用の許可の手続きをします。都道・国道については、現在、未許可の掲示板が多く設置されており、国及び東京都と調整をしているため、新設は原則受け付けることができない状況です。
申請書の提出	【提出書類】 ①申請書 ②《新築・移設》設置場所の写真 ③《改築・移設・修繕・撤去》掲示板の全体が把握できる写真（掲示板の傷の状況などがよくわかる写真を追加でお願いする場合があります。） ④掲示板設置箇所図（地図に設置箇所を記したもの） ⑤掲示板設計図 ⑥見積書の写し ⇒後日、区より「交付決定通知書」を送付します。 ※工事終了後に提出していただく「実績報告書」も同封します。
工事開始	「交付決定通知書」が届きましたら、工事を開始してください。
工事終了後 報告書の提出	【提出書類】 ①実績報告書 ②領収書の写し ③完成した掲示板の写真（移設・撤去の場合は工事後の現地写真） ⇒後日、区より「交付確定通知書」の送付及び助成金の交付をします。 ※助成金の振込は、おおむね1か月程度かかります

※今年度より、「交付申請書」「実績報告書」への押印は不要です。

【問い合わせ先】

区民活動推進課	3 9 8 1 - 0 4 7 9
東部区民事務所	3 9 1 5 - 2 3 3 4
西部区民事務所	4 5 6 6 - 4 0 2 2

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

豊島区長

町会等名

会長氏名

所在地

町会・自治会掲示板設置等助成金交付申請書

町会・自治会掲示板設置等助成金について、豊島区町会・自治会掲示板設置等助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

申請種別	新築 ・ 改築 ・ 修繕 ・ 移設 ・ 撤去
申請理由 (新築の場合不要)	老朽化 ・ 引き戸タイプに改築 ・ 画板交換 その他 ()
設置場所	豊島区 丁目 番 号
設置年月	昭和・平成・令和 年 月
形態	脚付 ・ 壁掛
工事期間 (予定)	着工： 年 月 日 完了： 年 月 日

2. 添付書類

- ①設置場所写真（新築・移設の場合）
 ②掲示板写真（改築・修繕・移設・撤去の場合）
 ③掲示板設置箇所図 ④掲示板設計図 ⑤見積書の写し

3. 連絡担当者

氏名		役職	
住所		電話番号	

別紙

設置場所写真（新設・移設の場合）

写真貼付

別紙

掲示板写真①（改築・修繕・移設・撤去の場合）

写真貼付

掲示板の全体像がわかる写真

掲示板写真②（改築・修繕・移設・撤去の場合）

写真貼付

申請理由が分かる写真

（例：老朽具合が分かる写真
画板の材質が分かる写真
など）

別紙

掲示板設置箇所図（地図に設置箇所を記してください）

